



薬食審査発 1220 第 3 号
薬食安発 1220 第 3 号
平成 25 年 12 月 20 日

各
都道府県衛生主管部 (局) 長
保健所設置市長 殿
特別区 長

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第36条の3第1項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページにより掲載することとしております。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyaku-hin/ippanyou/index.html)

(別 添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日
エバスチン	エバステルAL (興和株式会社)	平成 25 年 12 月 20 日